



平成 23 年 11 月 9 日

各 位

ガイアホールディングス株式会社

東京都新宿区西早稲田二丁目 18 番 18 号

(コード番号：3727 東証マザーズ)

代 表 者 代表取締役 鈴木 智也

問合せ先 取 締 役 伊 藤 洋

電話番号 03-5286-8436

株式交換に際して承継する新株予約権の交付に関するお知らせ

当社及び株式会社ジー・モード（以下、「ジー・モード」といいます。）は、平成 23 年 10 月 6 日開催の両社の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、ジー・モードを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました（平成 23 年 10 月 6 日リリースの「ガイアホールディングス株式会社による株式会社ジー・モードの株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」をご参照ください。）。本株式交換において、ジー・モードが発行しているストックオプションとしての新株予約権については、各新株予約権の内容及び株式交換比率を踏まえ、基準時におけるジー・モードの新株予約権原簿に記載又は記録されている各新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わるガイアホールディングスの新株予約権を交付いたしますが、このストックオプションとしての新株予約権につきまして、下記の内容といたしますのでお知らせいたします。

記

【新株予約権の内容等】

本株式交換の効力発生日は平成 23 年 12 月 20 日であります。また、当社は、平成 23 年 12 月 19 日（月）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割する予定でございます（平成 23 年 10 月 6 日リリースの「株式分割、単元株制度の採用及び定款一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。）。

つきましては、下記に記載している新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使時の払込金額等は、株式分割による調整後の株式数及び金額であることご留意ください。

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

1. ガイアホールディングス株式会社第G-2回新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当を受ける者	ジー・モードの取締役1名、元取締役1名、従業員12名(予定)
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 1
(3) 新株予約権の目的となる株式の数	5,920株(注) 2
(4) 新株予約権の行使時の払込金額	2,178円(注) 3
(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	12,893,760円(注) 4
(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,178円(注) 5 資本組入額 1,089円(注) 5
(7) 新株予約権の行使期間	平成23年12月20日から平成25年6月27日
(8) 新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において株式会社ジー・モードの取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、株式会社ジー・モードとの顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。 ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第G-2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
(9) 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
(10) 新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されており、
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

<p>(11)組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権者に対し、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社の新株予約権を交付する。交付する新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。</p> <p>① 目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の同種の株式</p> <p>② 目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。 調整後の1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>③ 権利行使に際して払い込むべき額 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。 調整後の1円未満の額は切り上げる。</p> <p>④ 権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等 株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。</p> <p>⑤ 取締役会による譲渡承認 新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。</p>
-------------------------------------	--

- (注) 1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。当社は、本日現在、単元株制度を採用していませんが、平成23年12月20日をもって、単元株式数を100株とする単元株制度を採用する予定です。
- 2 平成23年3月31日現在の株式会社ジー・モード第2回新株予約権の個数(40個)に、新株予約権の目的となる株式の数(1個あたり148株)を乗じた数を記載しております。ただし、かかる新株予約権の目的となる株式の数は、株式会社ジー・モード第2回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、上記(注)2に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、2,178円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの行使価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの行使価額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

- 4 (注) 2と同じ理由により変動する可能性があります。
- 5 ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2. ガイアホールディングス株式会社第G-3回新株予約権の内容

(1)新株予約権の割当を受ける者	ジー・モードの元監査役1名、従業員49名(予定)
(2)新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
(3)新株予約権の目的となる株式の数	47,824株(注)2
(4)新株予約権の行使時の払込金額	3,495円(注)3
(5)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	167,144,880円(注)4
(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,495円(注)5 資本組入額 1,748円(注)5
(7)新株予約権の行使期間	平成23年12月20日から平成27年6月28日

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

(8)新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において株式会社ジー・モードの取締役、監査役、従業員、株式会社ジー・モードの協力取引先および株式会社ジー・モードの取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、株式会社ジー・モードとの顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第G－3回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
(9)自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p>
(10)新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。</p>
(11)組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権者に対し、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社の新株予約権を交付する。交付する新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。</p> <p>① 目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の同種の株式</p> <p>② 目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。 調整後の1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>③ 権利行使に際して払い込むべき額 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。 調整後の1円未満の額は切り上げる。</p> <p>④ 権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等 株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。</p> <p>⑤ 取締役会による譲渡承認 新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。</p>

- (注) 1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。当社は、本日現在、単元株制度を採用しておりませんが、平成23年12月20日をもって、単元株式数を100株とする単元株制度を採用する予定です。
- 2 平成23年3月31日現在の株式会社ジー・モード第3回新株予約権の個数(976個)に、新株予約権の目的となる株式の数(1個あたり49株)を乗じた数を記載しております。ただし、かかる新株予約権の目的となる株式の数は、株式会社ジー・モード第3回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、上記（注）2に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,495円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの行使価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの行使価額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

- 4 （注）2と同じ理由により変動する可能性があります。
- 5 ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. ガイアホールディングス株式会社第G-5回新株予約権の内容

(1)新株予約権の割当を受ける者	ジー・モードの協力取引先5社、協力取引先の代表者9名（予定）
(2)新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）1
(3)新株予約権の目的となる株式の数	14,700株（注）2
(4)新株予約権の行使時の払込金額	3,516円（注）3
(5)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	51,685,200円（注）4
(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,516円（注）5 資本組入額 1,758円（注）5
(7)新株予約権の行使期間	平成23年12月20日から平成27年6月28日
(8)新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において株式会社ジー・モードの取締役、監査役、従業員、株式会社ジー・モードの協力取引先および株式会社ジー・モードの取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、株式会社ジー・モードとの顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。 ③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第G-5回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
(9)自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
(10)新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

<p>(11)組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権者に対し、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社の新株予約権を交付する。交付する新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。</p> <p>① 目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の同種の株式</p> <p>② 目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。 調整後の1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>③ 権利行使に際して払い込むべき額 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。 調整後の1円未満の額は切り上げる。</p> <p>④ 権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等 株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。</p> <p>⑤ 取締役会による譲渡承認 新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。</p>
-------------------------------------	--

- (注) 1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。当社は、本日現在、単元株制度を採用していませんが、平成23年12月20日をもって、単元株式数を100株とする単元株制度を採用する予定です。
- 2 平成23年3月31日現在の株式会社ジー・モード第5回新株予約権の個数(300個)に、新株予約権の目的となる株式の数(1個あたり49株)を乗じた数を記載しております。ただし、かかる新株予約権の目的となる株式の数は、株式会社ジー・モード第5回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、上記(注)2に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,516円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの行使価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されており、よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの行使価額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

- 4 (注) 2と同じ理由により変動する可能性があります。
- 5 ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. ガイアホールディングス株式会社第G-7回新株予約権の内容

(1)新株予約権の割当を受ける者	ジー・モードの取締役1名、従業員1名、協力取引先の代表者1名(予定)
(2)新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
(3)新株予約権の目的となる株式の数	18,130株(注)2
(4)新株予約権の行使時の払込金額	3,950円(注)3
(5)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	71,613,500円(注)4
(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,950円(注)5 資本組入額 1,975円(注)5
(7)新株予約権の行使期間	平成23年12月20日から平成27年6月28日

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

(8)新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において株式会社ジー・モードの取締役、監査役、従業員、株式会社ジー・モードの協力取引先および株式会社ジー・モードの取引先の代表者いずれかの地位を保有していること、あるいは、株式会社ジー・モードとの顧問契約を締結している場合に限る。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「第G－7回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
(9)自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。</p>
(10)新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。</p>
(11)組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権者に対し、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社の新株予約権を交付する。交付する新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。</p> <p>① 目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の同種の株式</p> <p>② 目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。 調整後の1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>③ 権利行使に際して払い込むべき額 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。 調整後の1円未満の額は切り上げる。</p> <p>④ 権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等 株式交換または株式移転に際して、当社取締役会が決定する。</p> <p>⑤ 取締役会による譲渡承認 新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。</p>

- (注) 1 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。当社は、本日現在、単元株制度を採用しておりませんが、平成23年12月20日をもって、単元株式数を100株とする単元株制度を採用する予定です。
- 2 平成23年3月31日現在の株式会社ジー・モード第7回新株予約権の個数(370個)に、新株予約権の目的となる株式の数(1個あたり49株)を乗じた数を記載しております。ただし、かかる新株予約権の目的となる株式の数は、株式会社ジー・モード第7回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、上記（注）2に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,950円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの行使価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの行使価額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

- 4 （注）2と同じ理由により変動する可能性があります。
- 5 ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

以上